

参考小作料改定

2015年11月より

2009年の農地改革プランにより「標準小作料が廃止」されました。それに伴い、牧之原市では、標準小作料をやめ、参考小作料を定めましたが、近年の農業情勢をふまえ、見直しをいたしました。

原則的には、借主と貸主で決めた額を尊重し、その額が借地料となります。両者で決めることができない場合に、裏面を参考として決定してください。

(最新の改定：2015年11月)

参考小作料

2015年11月より

借地料は貸主・借主の両者で決めた額を使用してください。両者で決めることができない場合には、圃場条件等を考慮し、算出した額を参考小作料として使用してください。

【水田】 【普通畑】 【茶園】

共通事項	防霜施設や給水栓等の施設の維持管理(電気代など)に要する経費は、借主が負担することとします。地主が支払う場合には、その額を借地料に上乗せして支払ってください。
	農地の改善のために、以前に実施した牧之原畑総事業や土地改良事業の負担金(償還金)は、原則地主が負担します。
	借主が改植・農道整備・基盤整備などを行う場合、事前に地主の同意を得るものとし、負担割合については協議の上決定しておくこととします。

(単位：円)

基本額	5,000円	
	金額	加算又は減額項目
増額条件等		貸主と借主との協議により決定した増額分
減額条件等		貸主と借主との協議により決定した減額分

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基本額} & & \text{加算額} & & \text{減額} & & \text{参考小作料} \\
 5,000\text{円} & + & \boxed{} & - & \boxed{} & = & \boxed{}
 \end{array}$$

増減額の要因
圃場条件、面積、農道、用排水等